

戦略的資金管理推進検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 川崎市の戦略的な資金調達及び資金運用の具体策や運営上の留意点について、学識者等の視点から検討を行うことを目的として、戦略的資金管理推進検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について実施に向けた検討を行う。

- (1) 外貨建て地方債の発行
- (2) 変動金利債の活用
- (3) 銀行等引受債の活用
- (4) 資産負債管理（ALM）を踏まえた基金運用
- (5) その他必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、地方債制度及び金融市場について優れた見識を有する者5名以内及び財政局財政部長で組織する。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を主宰する。
- 5 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、財政局長の要請により委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者に委員会への出席を求めることができる。

(庶務)

第5条 事務局は、総務局行財政改革室担当課長、総合企画局都市経営部企画調整課担当課長並びに財政局財政部財政課担当課長（財政計画担当）、資金課長及び資金課担当課長で構成する。

- 2 委員会の事務局を財政局財政部資金課に置き、庶務を処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。